

# 中島重におけるラスキ政治理論の受容

西 田 毅

一 視 角

二 中島重のラスキ研究

三 多元論的国家思想の構造

四 中島重におけるマルクス主義・リベラリズム・「東亜共栄圏」の問題

一 視 角

中島重は吉野作造を政治学の師とし、海老名弾正を信仰上の師とするリベラル・デモクラットである。<sup>1)</sup>ここでいうリベラル・デモクラットとは、明治時代の進歩的思想家によくみられる特徴、つまり、個人の自由平等よりも国家主権の強化や対外的な国家独立に力点をおいたナショナル・デモクラシーに対して、個人の尊厳や権力からの自由の確保にアクセントがおかれた主張の展開を指してとくにそう呼ばれるものである。

中島は、当時、同志社総長であった海老名弾正の要請で一九一七（大正六）年に同志社大学法学部に迎えられ、以

後一九二九（昭和四）年に退職するまでの一二年間、新進気鋭の政治学者として、また、学内きつてのオピニオンリーダーとしてめざましい活躍ぶりを示した。

同志社時代の中島の学問的労作は、第一次大戦後、一九二〇年代の英国を中心に展開された政治理論たる多元論的國家論に関する一連の周到な紹介論文にみられる。その後、中島の関心対象は、SCM、「社会的基督教全国連盟」などの宗教的実践運動へと次第に推移していくのであるが、このような大正期から昭和初期にかけての中島の学問・教育・宗教的実践の全貌をここにあきらかにすることは紙数の制約もあって到底不可能である。また、それらの問題を個別にとりあつかった先行論文もすでにくつかそろっているので、小論は、中島の國家学、とくにその政治的多元論の形成におけるH・J・ラスキ Harold Joseph Laski の政治理論の受容の問題に限定してアプローチしてみたい。時期的対象としては、当然、中島の同志社時代が中心になるが、必要に応じて適宜それ以後の思想と行動にもふれられるであろう。

なお小論は、『同志社百年史』に掲載された拙稿「大正デモクラシーと同志社」の姉妹編にあたる。前稿で十分に敷衍できなかった中島の政治学研究の論旨を補足するために書かれたものである。そのため、通常の学術論文の体裁からすれば、ここでとりあげられる人物の所属機関への係わりの言及の度合がやや高いものになっていることについて、一言はじめに断っておかなければならない。

## 一 中島重のラスキ研究

中島がその著作において、長短さまざまなかたちで世界的な政治学者、ロンドン大学教授H・J・ラスキ（一八九

三一―九五〇)に言及している個所は多数みられるが、直接、真正面からラスキをとりあつたものとしては、例の先駆的業績として定評のある『多元的国家論』(一九二三年刊)に収められている諸篇、とりわけ、「ラスキの多元論的国家学説」(第七論文)と「ラスキの『多元国』とコールの『共同体』」(第八論文)の二篇があげられよう。

最初に簡単に二つの論文のアウトラインを紹介しておきたい。

「ラスキの多元論的国家学説」は、ラスキの処女作『主権の問題の研究』*Studies in the Problem of Sovereignty*, 1917の第一章「国家の主権」*The Sovereignty of the State*の翻訳である。筆者の現在所持するHoward Fertig edition 一九六八年版(2)でいえば、原文の長さは、二八五ページからなる本文全体の中でわずか二五ページにすぎないが、内容的には該書の核心を成す部分である。

なお、他の章、すなわち、第二章「分裂の政治理論」(宗教的分野の政治的領域からの分離の問題) *The Political Theory of the Disruption* や第三章「オクスフォード運動における国家論」*The Political Theory of the Oxford Movement*, 第四章「カンリック教復活に關する政治理論」*The Political Theory of the Catholic Revival*, 第五章「F.・メーストル *De Maistre* とヨスマルク *Bismarck*」*De Maistre and Bismarck* 等の内容の要約は、「英国に於ける新国家論」(『同志社論叢』第三号(一九二〇年)掲載)のち『多元的国家論』に収められる)で紹介されており、それはわが国で最も早い紹介といつてよいであらう。

次に第八論文「ラスキの『多元国』とコールの『共同体』」をみてみよう。この論文は、標題が示すように、ラスキとG・D・H・コール *George Douglas Howard Cole* 両者の国家観の異同についての二一〇ページあまりの短篇である。そこで、中島は、ラスキの多元論的国家学説は、ハーゲル流の一元論的国家観とちがって、国家を「他

の普通の団体と同種同列に在るべき一種の団体」とみなす考えであることを説いたあと、『主権の問題』を発表してから、ラスキは単なる「現実国家の説明」とどまらないで、新たに国家改造に関する計画立案を提示したことを強調している。すなわち、一九一九年に発表された『近代国家における権威』*Authority in the Modern State*と一九二一年の『主権の基礎』*The Foundations of Sovereignty*をあげ、さらに前著と後著における「多元国」*The Pluralistic State*という範疇を比較してその内容の違いについて、次のように言及している。

前者では、社会の中には国家とともに多数の団体が併存しており、「権力は其職能に従つて各々に分割」されており国家は消費者を代表し労働者団体は生産者を代表すべきである。個人はそれぞれ目的を異にする各種の団体に属して、その職能活動の分担を遂行して各自の人格的能力の増進をはかる、そして個人の所属団体に對する忠誠服従の義務は、最終的には個人の道徳的判断に基づくものであっていかなる団体も「良心以上の権威を有して如何なる場合に於ても忠誠服従を要求」しえない。つまり、ここでは各団体の併存が説かれていて、それらすべての団体を統括する優越した団体の存在についてはふれられていないのである。この考え方は、コールの「産業自治論」*Self-Government in Industry*に類似しており、初期の段階のギルド・ソーシアリズムの考え方に近いと中島はいう。しかるに、『主権の基礎』の「多元国」*The Pluralistic State*（この論文は一九一九年二月号の *Philosophical Review* に掲載せられたもの）において展開されている考え方は、これと大いに異なり、いわゆる職能連邦国の構想に変化しているとい説く。

国家やその他これと併存する諸種の団体をすべて一括して、それら全体を国家とみなしており、「国家そのものの構造が多元的」になっており、さらに、国家は地域と職能の二つの要素によって、組立てられた複雑な「連邦国」で

ある。そして、従来の国家に相当するものが、新たに構想された組織体の中では政府 Government とよばれる。

国家内部の組織についていうならば、一元的国家論が、中央集権的でヒエラルヒー的構造を想定しているのに対して、将来の目標とすべき「多元国」は、これと正反対に分権的で「平等の併列組織 Co-ordinate」をその特性としてもっている、このような権力分立主義を実現することによって、はじめて行政の能率は向上し、個人の自由も確保せられる。そして、中央集権的行政が、画一的で機械的処理に流れやすく、「中央の機関に事務が集積する為に目前の喧しい問題のみに注意を奪われて必要なれども何人も別段喧しく言はない方面の事は閑却され勝になる」。

また団体に対する個人の最終的な服従の根拠は良心の判断にあるが、それを実行しうるには、言論の自由、最低賃銀、教育を受ける権利、結社の自由といった、いくつかの基本権が十分に保障されなければならない。そして、これらの基本権は、国家以上の根拠を有するいわば、自然権ともいうべき人格の尊厳そのものに基づき、国家のレーズン・デートルは、まさに、これらの諸権利を確保することにある。権力分立の下においてのみ、それは可能であり、国家の分権的組織化によって、国民大衆の公共事に対する関心が養われ、これまでの受動的な姿勢が活発な能動的姿勢に変化する。すべての人が、能動的に、それぞれの職能をひきうけ、自ら責任を負うことによって、各人の「自由創造の天地は開け人格的能力は完成せしめられる」ことなどを説いている。

このような、短期間のあいだにみられるラスキの国家観の変容ないし拡がりには、ちょうどその頃活発に展開されたコール (Social Theory) やホブソン S. G. Hobson (National Guilds and the State, 1920) などの国家とナショナル・ギルドの関係をめぐる議論に刺激されて、そうなったのではないかと中島は推測している。

以上の二論文のほかにも、中島は「英国に於ける新国家論」等でラスキの理論の紹介を試みている。ここでは、国

家と他の団体、とくに、教会との関係について、『主権の問題の研究』によりながら、ラスキの考え方をのべている。中島の多元的国家論の形成には、当然、ラスキやコールのほかにはフィギス John Neville Figgis、マッキーバー R.M. MacIver といった学者、とりわけマッキーバーの影響が強く見られるのであるが、それらプルラリズムの代表的理論家の思想を十分に咀嚼して、自らの国家学説の体系化に取り組んでいったものと考えられる。

それでは中島の国家学説は一体どのような構造を成していたのであろうか。大正後半期の同志社時代に公表されたその多元論的国家思想を中心にここで概観してみよう。

### 三 多元論的国家思想の構造

『同志社論叢』創刊号に掲載された中島の処女論文「国家本質に関する二大思潮の対立」(『多元的国家論』に収録するに際して論文のタイトルが若干修正されている)は七〇ページあまりの力作であるが、それは歴史上未曾有の欧州戦乱の過程で、今さらのごとくあまりかになつた英独兩國における国家認識のちがいを、両者の国家哲学の典型をとりあげて比較論評し、加えて自らの国家観を展開するという構成をとっている。中島はドイツの国家観の「典型」として、「ヘーゲル系統の国家論に着眼」し、イギリスにおける代表的なヘーゲリアンである B・ボーズンケット B. Bosanquet の *The Philosophical Theory of the State* によりながら論述し、他の一方の代表者として H・スペンサー Herbert Spencer を選ぶ。その『社会静学』*Social Statics* を使って、有名な「国民相互保護の株式会社」*Joint-stock protection-society* の説明をおこなっている。もちろん、中島はスペンサーの他の代表作——『社会学原理』(一八七六)や *The Man versus the State, 1884* などにも眼を通しており、またアーネスト・バーカ

— E. Barker, *Political Thought from Spencer to Today* の論評なども資料として用いながら、詳細に論述しているのである。

中島は二つの国家論を便宜的に「国家全体社会説」（ボーズンケットの国家論）と「国家株式会社説」（スペンサーの国家論）というふうと呼んで、両学説を自由、目的、国際関係の三つの観点にたつて比較し論評したのち、前者をしりぞけて、後者、すなわち「国家株式会社説」の卓越性を強調している。もっとも、かれは、ミル・スペンサーに代表される英国の伝統的國家論にも、いくつかの修正・補填すべき論点があることを認めてはいる（後述）。

まず、自由の問題であるが、ヘーゲル流の國家論（「国家全体社会説」）では「自由は即強制拘束に存在し、強制拘束せられて眞の自由が成立すると説明する」<sup>(4)</sup>が、このような「國家の拘束が即ち眞の自由にして個人は之に服従してのみ眞の生活在り得と説くは現実不完全なる國家をそのまま眞善美の理想体なり完全なる神なりと爲すものにして此以上事実<sup>(5)</sup>に合せざる滑稽事無く又實際上此以上徹底せる專制主義是認の國家論無しと言はざるべからず。独逸の文化國家主義が畢竟國家の絶対專制に帰するは誠に之が爲なり」<sup>(5)</sup>ときびしく批判している。

これにくらべて、「國家株式会社説」の見方はどうであろうか。「國家は一定有限の目的を有する組合なるが故に其構成員は此目的の範圍内に於てのみは拘束を受くべきなれども此目的の範圍以外に於ては人間として自由なるべき筈なり」とする。すなわちそこでは、國家の「職能」の有限性が強調されており、「國家は一定有限の目的をのみ有する人類の結合にして此が構成員の人格の全部を之に吸収併呑すべきものに非ざることの法律的保障に外なら」<sup>(6)</sup>ないのである。つまり、中島は「自由權の本義」を國家職能の制限に見出しており、したがって強制即自由とする「國家全体社会説」の自由の解釈は、この「自由權の本義」を無視したものであって、それは「名は自由なれども其実は仮装

せられたる専制」に他ならないのである。それでは、国家の「一定有限の目的」とは一体、何を意味するのか。ミルやスペンサー等の自由主義学説によれば、それは、内外にたいする個人の生命・財産・自由の保護、つまり警察と軍隊の機能に嚴格に限定された「絶対目的論」になる。

したがって、それ以外の「宗教・商業・教育・衛生・郵便・鉄道・貨幣の事等すべて之を個人の自由活動に放任」<sup>(8)</sup>されなければならない、ということになる。それゆえ、この学説にあつては、右のような「職能」の範囲は、同時に「立法の範囲の制限の問題」でもあり、「ミルの自由論は此方面より立てられたる自由論」<sup>(9)</sup>だと解釈される。そして、中島は、ミルの『自由論』第四章「個人にたいする社会の権威の限界について」のはじめの一節「おのおのは、その本来のわけまえをうけとるにならう。個性には、生活のうちで、主として個人が利害関心をもつ部分が、ぞくすべきであり、社会には、社会が主として利害関心をもつ部分が、ぞくすべきである」<sup>(10)</sup> Each will receive its proper share, if each has that which more particularly concerns it. To individuality should belong the part of life in which it is chiefly the individual that is interested; to society, the part which chiefly interests its society を引用して、社会の拘束力の範囲はスペンサーよりも広く考えているが、社会が個人の人格にまで、その権威を及ぼすことができない、その意味で自由論の骨子が「社会の拘束は社会の守るべき一定領域内に於てのみ是認せらるべきもの（中略）」とする根本思想に置かれるに於ては（スペンサーもミルも一筆者）全然同一<sup>(11)</sup>であるとする。このような自由論は、国家と宗教の関係をめぐって、いわゆる non-conformity の問題、つまり、国教ではなく「自己の良心の是と信ずる宗教を奉ぜんとする」（ルターの「良心至上主義」）<sup>(12)</sup> 信教の自由の不可侵性を問題とした「第十六世紀宗教改革以来の自由解放運動の精神的衣鉢を正当に継承」する立場である。



中島はこのように、自由主義的国家観を評価したあとで、その理論的脆弱性を指摘して、つぎの二点の批判をつけ加えている。すなわち、(1) 国家の職能の範囲（それはまた自由の範囲でもある）を固定的にとらえている点。時代の進展とともに、職能の範囲は伸縮し「永遠固定」のものではないこと、しかるに、「国家株式会社説の自由論が、永遠不変に国家拘束と個人の自由との限界を画せんとし画し得べしとしたるは大なる誤り」である。(2) 個人の自由は社会に対する自由ではなく「国家、対しての自由」(傍点筆者、以下断りなきかぎり同じ)である点の明確な認識の必要性。ここで、中島は、ボーズンケットがスペンサー及びミルに発した鋭い批判の一節、「人格なるものは社会的なるものにして社会的にして初めて倫理的たり得るものなり。而して社会的倫理的なることが人格の尊むべき本質なりとすれば人格の社会に属せざる方面ありとするは即ち人格の非社会的非倫理的方面をいへるものに外ならず。然らば此意味に於ける自由とは人格の社会性倫理性を控除したる人格の残滓に過ぎざるものとする外無からん<sup>(13)</sup>」をあげている(中島は、ボーズンケットの前掲書 *The Philosophical Theory of the State* からこのパラグラフを引用している)。

ここでとくに中島が力説しているのは、国家と社会の関連という国家学上の基本問題である。ヘーゲル流の「国家全体社会説」にあつては、国家と社会とを同一視する立場にたつのであり、そのような観点からするかぎり「個人の人格中に社会に属せざる方面ありとする自由論は全然不可解の事となる」。それゆえミルの所説のように自由が「個人と社会との関係に存在する」ように考えられる(前掲自由論第四章の一節参照)かぎり、この批難を免れえない。唯、「国家と社会とを嚴重に区別し自由と職能との問題となるは国家にして社会に非ざることを認識する」ことによつて、つまり、国家は「一定有限の目的を有する団体」で、この団体の基礎にこれと区別さるべき基本社会が存在し、「国家は一定の範囲に於てのみ個人に拘束を加へ個人は超国家的方面を有すれども社会の一員としてはなお道徳律に

- 従ふものにして自由と言へども放恣を意味せず、非社会非倫理を意味するものに非ざる<sup>(14)</sup>ことを明確にしなければならぬ。このような批判を加えたのち、R・M・マッキーバーやG・D・H・コールの所説に拠りながら自説を展開する。団体の一種としての国家と社会を区別するマッキーバーの考え方(さらに社会をアソシエーションとコミュニティに類別する)は、思想系譜としてはスペンサー等の国家原論を継承し、それを「新しき光りに照して復活せしめんとする」ものであった。当時、未だ十分に耳慣れないタームの訳語の選択に少なからず苦心したすえに、中島はコミュニティを「基本社会」、アソシエーションを「団体」という訳語におきかえ、さらにこの両者を総称するソサエティを単に「社会」(つまり広義の全体社会を意味する)という日本語でいいあらわしている。なおかれは高田保馬が、それぞれ「犠牲社会」と「利益社会」あるいは「直接社会」「間接社会」という訳語で表現していることを紹介している。さて、つぎに、「団体」Associationと「基本社会」Communityのちがいをのべて、中島は「団体とは、一定有限なる特殊目的を共同に達成せんために、する人類の合意的結合にして組織あり、職能あり、限界あるをその本質とす」<sup>(15)</sup>(改版には原著者による傍点あり)とのべ、「基本社会」は、人生における人間の諸々の目的を共同に達成しようとする多数の団体の外に立ち、その存在を生み出し成立させる基盤となるものとみなされた。すなわち、「基本社会は団体と区別すべき儼然たる独立の存在にして論理上団体の存在以前に考へらるべきものなれどもそれ自身のみにては決して独り存在し又存在し得るものに非ず。(中略)団体に其存在の最終の意義と目的とを与え又其成立の可能性を与へつつある所のもの」<sup>(16)</sup>なのである。このような観点と文脈のなかで、中島は、先にみてきたように、国家は「団体」の一種であると定義した。「団体」の属性としてかれがあげた五つの要因、すなわち、(1)「一定有限の特殊目的」(2) 構成員の合意による結合。(3) 目的達成のための機構Ⅱ組織の存在。(4) 一定の職能(機能)の存在。(5) 構成

メンバーの「限界」(団体を構成する成員とそうでない人々とのあいだにおけるそれ)などのそれぞれの特性に照らしながら、国家が「団体」の一種と考えられるに足る性質を十分に具備していることを説明していく。

ただし、右のような他の団体一般との共通性と並んで「国家のみに存在する著しき特有性」として、(1) 領土の問題すなわち国家の地域団体性、(2) 統治団体たることの属性としての支配的権力、(3) 国家の最高独立性<sup>II</sup>、主権の存在をあげることも忘れていない。このように論じたあとふたたび、「国家は全体社会にあらず、又その著しき特有性の存在にも拘らず決して特別な団体にも非ずして他の団体と性質上毫も異ることなき団体の一種に外ならざるものなることは承認せられざるべからざる所なり<sup>(註)</sup>」と結論づけている。

なお、かれは社会契約説的国家観を批判している。すなわち、国家は、契約や明示的な合意によって形成される組織ではない、国家には一種の黙示的合意(「国家構成員たる各人格者は各々の瞬間に於て黙々のうちに国家を是認し之に加入し之を構成」する)があつて、それが契機となつて制度上の強制を漸次受け入れるようになることが主張されている。そこには、また、個人の人格成長の径路と制度的強制の受容に関する心理学的分析の試みもある。

そして最後に、中島は、国家と基本社会を区別する学説の積極的意義を次のように箇条書的に列挙する。曰く、第一に「自由の本義を正当に理解すること」が可能になつたという点。

国家を団体なりと観るの結果自由は拘束せられざる自由を意味し超団体たる人間としての自由を意味す。然れども超団体たる方面は基本社会の一員としての社会的道德的人格者なりと観るが故に超団体たる非拘束の自由範囲は道德的自律の拘束の範囲なることを明にし得自由は放恣を意味せず非社会を意味せざることとなる。斯の如き自由論に依りて始めて国家全体社会説の自由を道德的內面的自由と解して却つて仮装せられたる没自由の弊に陥れるに對して十六世紀以降確立せられたる自由権の本義を明にしその伝統を正当に理解し繼承することを得べし。

第二に、この説によって、国、際、関、係が正当に理解できる。第三に、国家存在の意義が正当に理解できる。国家は有機体論者が唱えるように、自己目的的存在としてあるのではなく、「人生の手段としてのみ、其存在の意義を有する」こと、ただし、「国家が個人の手段として存在」するのではなく、基本社会を構成する人々の、道德的人格を完成するため、「即ち至高善の理想を実現するための手段」としてあることの確認。第四に、「国民の国家法律に対する服従義務の本質を正当に理解」しうる。なお、注目すべき主張であるが、かれは、最高善を実現するために、ある状況の下では、国家や法律に抵抗し、不服従の姿勢をとることもありうること、むしろそのことが道德上の義務ですらあることを説いている。第五に、国家の発生変更消滅の現象が正当に理解しうること。第六に、法の本質並びに法と道德の区別と係わりについてよく理解できる。第七、政治的活動の本質がよく理解できる。すなわち、政治は国家にのみみられる現象ではなく他の団体にも存在する、したがって、その本質において両者（国家と他の団体）は異ならず、いずれも「共同目的遂行の行為に外なら」ない。

のちに、大正後半期から昭和一〇年代にかけて、わが国の政治学界をにぎわせたいわゆる「政治概念論争」の一方の柱ともいふべき政治の社会集団現象説が、ここに展開されている。現に、恒藤恭（『政治現象の本質』一九二四年）、今中次麿、田畑忍といった当時の同志社の多くの政治学者たちが、政治現象の概念構成や論争に積極的に参加していた事実注目しておくべき。また、政治と道德の問題にふれて、「団体の共同的特殊目的遂行の行為たる政治も窮極に於て基本社会を形成せる人格者の至高善の窮極目的に貢献し之に包摂せられてのみ意義を有するものにして此意味に於て政治は道德そのものに非ざれども窮極に於て、道德そのものを目的とし、又、道德に包摂せられ之に即して、密接、分離なる、関係に於て、行はれざるべからざる、所のもの」と理想主義的（倫理主義的）政治哲学にたつて両者の密接な交渉を

説明している。そうして、法と政治も同様な態様にあることに言及している。第八に、諸種の社会改造論（たとえば、この学説に立脚して展開されるギルド・ソシアリズムやサンジカリズム、コレクティヴィズムなど）の主張とその可能性についてよく理解できること。以上八つの論点をあげてこの思想の学問的価値を論じている。

次に中島は、この学説が思想的にみえていかなる系譜に属し、また、それがどのような位置と意義をもつのかという問題について論ずるところを簡単に紹介しておきたい。

中島はいう。この国家と社会を区別する思想はプラトンやアリストテレスなどのギリシア思想やローマ時代、また中世紀の国家論及びヘーゲルの国家論、社会有機体説等とはいずれも異質のものであり、社会契約説の中でも、とりわけホッブス・ルソーらの思想との類縁性はみられないことをのべて、「若し多少にても此思想に導かるる可能性あるものを求めれば、国家の目的職能を特殊限定的のものとするロックやスペンサーの国家論の如きものであろう」といっている。さらに、イエリネック G. Jellinek の国家論に於て、かれの国家を目的団体 Zweckverband とし、「之に属する個人は目的の範囲内に於てのみ之に属し目的の範囲以外に於ては Verbandrei たる方面を有するものなることを認むる思想の如きは此国家論に近きものといはねばならぬ」と説明している。<sup>20</sup>

以上筆者は、同志社時代の中島の労作に展開されているその国家論をみてきた。

右の行論からあきらかなように、それは、基礎社会たる共同社会と国家を区別し、共同社会を基盤としてその上に存在している教会、労働組合、株式会社、家等諸種の職能団体のすべてを包含する全体共同社会の中核的職能団体として国家を把握するマッキーバーの考え方に最も強く影響されていることがわかるであろう。

そしてラスキについていうならば、国家を職能団体の一種とみなす点では他の多元論者と同一であるが、基本社会

と国家を区別する考えにはたっていない。その点の中島の採用するところではないのであるが、国家と他の多くの団体が併存し、国家の主権がこれらの諸団体に包括的に及ばないこと、逆に個人の側からいえば、それぞれ目的を異にする多数の団体に所属する個人は、国家によって全体的な統制を受けないという考え方は、中島の自由論の基本前提となっている。

しかし、中島がその多元論的政治論を構築するにあたっては、これまでの叙述の中に、しばしば登場したマッキーバーやラスキのほかにもギルド・ソシアリズムやW・ジェームス、J・デューイらの哲学上の多元論の理解もある。さらにさかのぼって、O・F・ギールケ、F・W・メートランド、F・テンニース (*Gemeinschaft und Gesellschaft*, 1887) といった法学・社会学の分野からも政治的多元論に理論的刺激を与えた学者・思想家たちにも中広く注意をはらっていることを忘れてはならない。

それゆえ、中島の多元論的国家学説を専らラスキとの係りにおいてのみ検討することは誤りであることはいうまでもない。

#### 四 中島重におけるマルクス主義・リベリズム・「東亜共栄圏」の問題

中島のラスキの政治理論に対する関心のもち方は、以上みてきたように、主としてラスキの主権論や多元論的政治理論に係わっている。それは、中島の論文に引用されている作品が、一九一〇年代から二〇年代にかけて発表されたラスキの初期の著述にほぼ、限定されていることからあきらかである。その点については、かれ自身が明瞭に語っている。すなわち、最後の著述になった『国家原論』(一九四一年)にあげられているラスキの文献欄で、『主権の問題

の研究』(一九一七)、『近代国家における権威』(一九一九)、『主権の基礎』(一九二二)、『政治学大綱』A Grammar of Politics (一九二五)、『政治の研究』On the Study of Politics (一九二六)、『近代国家における自由』Liberty in the Modern State (一九三二)の著書をあげて、それ以後に発表された作品をあげないのは、展開されている主張が多元的国家論とは認められないからであると断っている。<sup>(註)</sup>

たしかに、ラスキが多元論的国家論に批判的になり、最もマルクス主義に接近したのは一九三〇年代の半ばに相当する。『危機にたつ民主主義』Democracy in Crisis (一九三三)においては、階級国家論の展開がみられ、「支配階級の同意」や譲歩が得られない現代にあっては、人民の暴力革命が起る可能性についてのべている。また、『国家—理論と現実—』The State in Theory and Practice (一九三五)では、ボーズンケットらの神話的国家論を唯物史観の立場から攻撃している。同様の見解はまた、『政治学大綱』第四版(一九三七)の序章「国家論の危機」における国家権力の階級性の指摘となつてあらわれている。

ラスキのこのような思想の変化は、一九三〇年代の両大戦間の時代におけるイギリスが直面した内外の緊迫した政治経済情勢によって促進せられたことはいうまでもない。すなわち、ロシア革命の勃発と資本主義の全般的危機の現れ、一九二九年にアメリカを襲った恐慌の影響を受けて発生したイギリスの三一年の経済危機、マクドナルド挙国一致内閣の成立(一九三二)、マクドナルドの労働党からの除名、一九三三年のヒットラー政権の誕生、労働党員モズレー Oswald Ernald Moseley の英国ファシスト連合の結成、スペインやチェコの民主勢力の放置、ファシズムをポリシエヴィズムに対する防塞視するイギリスの保守的支配層の動きといった民主主義の衰微とりわけ労働党政府の分裂と崩壊は、多くの進歩的知識人をしてマルクス主義に多大の関心を抱かせるようになった。このような状況の中で、イ

ギリス民主主義の再生のために積極的に論陣を張ったのが他ならぬラスキその人であった。まさに、かれが「二〇世紀前半のイギリスの急進的知識人のスポークスマン」といわれる所以である。

第二次大戦後、わが国の政治学者の間で、一時、ラスキ研究がブームの颯を呈したことがあるが、(たとえば敗戦直後に発表された丸山真男の「西欧文化と共産主義の対決」八一九四六年)他一連の作品や、一九五〇年の雑誌『思想』の特集号、一九五四年の鈴木安蔵編『ハロルド・ラスキ研究』その他、当時の研究者の熱心な研究の基本動機は、ラスキの根本姿勢、つまり、絶えず「現実の展開の中から自己の課題を汲み出し、現実の展開に直接寄与する立場を特色」(前掲『思想』「はしがき」中のことば)としていることに注目し、そのラスキの研究方法から積極的に学ぶことになったように思われる。そして、第二次大戦前と戦時中のラスキが直面した最大の課題は、いうまでもなく世界的規模で進展するファシズム勢力の増大をいかにしていくかという点にあった。

そして、そのようなファシズムとの闘争の過程で、自由の尊重と個人主義の原理にたつ西欧デモクラシーの長い伝統に対する理論的反省——たとえばそれは、『ヨーロッパ自由主義の発達』(一九三六) *The Rise of European Liberalism* に展開されている——と新たな展望、ソビエトコミニズムへの共鳴、しかし、ソビエト型の武力革命と独裁政権に代る「計画的民主主義」(「現代革命の考察」(一九四三) *Reflections on the Revolution of Our Time*) ——それは、イギリスの民主主義的伝統の中から育まれてきた社会主義と個人の自由尊重の精神を調和させようとする構想に出る——の提唱といった数々の貴重な政治思想が展開されたのである。

さて、中島は、ラスキの戦時下の動向、つまり、単に一学究として研究室で静かに思索を凝らすだけでなく、フェビアン協会や労働党のブレーションとしての活躍、そして、一九四四—四五年にかけてイギリス労働党の副委員長という



激務に従事していたころの思想と行動に対して、いかなる関心をほらっていたであろうか。小論の課題ははじめに断ったように、大正後半から昭和初期の同志社時代の中島の政治学研究に限定されているため、この問題は第一義的な考察の対象にならないのであるが、少くともリベラル・デモクラット中島におけるラスキの影響を考える場合どうしてもこの点を全く避けて通るわけにはいかない。以下に若干の論評を加えておきたい。

結論的について、活字に表れた限りでは、中島は一九三〇年代以降のラスキの著述や実践——なかんづくラスキの国家観の転回やファシズム批判——にあまり関心を示していない。『近代国家における自由』（一九三〇年初版）が、先に引用した『国家原論』の参考文献にあがっているが、本書はラスキが三七年に序論を追加して再版を出しており、戦後の四八年版では、序論と本文の両方に修正が加えられている。後者は、中島の没後の出版であるからともかく、三七年版に対する中島の注目はみられない。このように一九一〇—二〇年代のラスキにかれの関心時期が限定されているのは、どうも中島のその時代の思想的営為と深い関わりがあるように思われてならない。端的にいつて、それは、中島の社会主義やマルクス主義観の問題である。

昭和初期の中島が政治理論の研究から——というよりも、に、加、え、て、と、い、っ、た、方、が、適、切、か、も、知、れ、な、い——賀川豊彦の影響をうけて宗教的実践活動へと転回しつつあったことは周知の事実である。そして、その宗教的実践を導く「社会的基督教」は、中島にとって、何よりも「マルキシズムに、対、す、る、宗、教、の、立、場」（中島）を表明する主張であり、「階級闘争主義を否定した宗教的自己否定による贖罪愛の社会連帯主義」<sup>28</sup>を中心の観念とするイデオロギーであった。

しかも、この中島のマルクス主義に、対、抗、し、て、唱、え、ら、れ、た、結、合、連、帯、の、全、体、主、義（「神と共同社会」実現の運動）が、次第に、昭和初期の超国家主義への親和力を強めていくのであった。

満州事変以来、軍部によって間断なくおし進められる中国大陸への侵略、政治指導者による国内の全体主義的統合の事態に直面して、中島と同時代に生きたわが国のリベラル・デモクラットの多くは、沈黙を守るか、あるいは消極的なかたちでせよ支配層のファッショ体制に対する正当化の姿勢を次第に強めていく。同時代のイギリスの多元論者たちが内外のファッショ勢力と真正面から対決して民主主義を擁護する姿勢を堅持したのにくらべて、それは何という大きな違いであろうか。<sup>(24)</sup>

中島は『スペンサー』（一九三五年）の「序」で、明治時代に盛んに研究されたスペンサーが、大正以後あまり問題にされなくなったのは、かれが強調する非干渉的自由主義がもはや時勢おくれの考えになったからであるといっている。そしてスペンサーの現代的意義は、進化説、とくに、軍事型社会より産業型社会へと変化する根本法則を明らかにしたことにあるとのべ、それと並んで、「統<sub>合</sub>化<sub>を</sub>社会進化の根本と観て居る観方<sub>を</sub>」をとくに強調している。それは、一九三〇年代における他の一連の思想的表白と軌を一にする意見であろう。

中島の最後の著書となった『国家原論』には、初期の『多元的国家論』以来、一貫した国家職能団体説の展開がみられるが、同時に、そこにはまた、それまでの思索の過程で試みられた大巾な三つの理論的改善についてのべられている。その一つたる「公権力の重要性和その根本性」の認識について次のように言及している。すなわち、公権力は国家以上の全体社会に根ざすものであること、「強制社会化の機能を以て、国家組織を実現して、職能活動を行わしむるもの」であることの認識——より具体的にいえば、それは、「日本国家は天皇統治の下に、皇室を中心とする全体社会の為に、職能活動を為す所の職能的共同団体である」ということとなる——をいう。<sup>(25)</sup>

そして、「職能団体説の自由主義的局限性を破つて、独裁主義の下における国家をも説明し得るに至つた」<sup>(27)</sup>とのべ

ている。このように、わが国の良識あるリベラリストが、自由主義の時代錯誤性や限界を強調したり、全体主義とマルクス主義のあいだにあって、何をなすべきかという問題意識にとらわれて低迷状態にあったとき、海の彼方では、二〇世紀前半における二大歴史ドラマ——ロシア革命とナチズム——の洗礼を受けた知識人たちが、戦争とファシズムを否定し、過渡期の時代の要請に適合した新しい「計画的民主主義における自由」(ラスキ『現代革命の考察』)について真剣かつ誠実に考えつづけていたのである。西欧の知識人たちのあいだには、何よりも自由主義原理の普遍性に対する確信があった。このことの意味するものは一体何か。それは、彼我両知識人の資質を超えたヨリ一般的な日本型リベラリズムの脆弱性——その根底には日本の「政治文化」political culture や知的風土の問題がある——といった知識人と政治の全体構造にかかわるイッシュヌーを改めて我々に鋭く提起しているように思われてならないのである。

#### 注

(1) 中島の全般的な思想形成に影響を与えた人物を尋ねるとすれば、かれが日本の学界や宗教界で直接の人的接触を通してえた人脈に限ってみても、吉野や海老名のほかに、小野塚喜平次、美濃部達吉、上杉慎吉、寛克彦、牧野英一、それに賀川豊彦らの名前を数えあげることができる。しかし、ここでは、小論の主題との関連で、政治学と信仰生活の世界で、それぞれ親炙した二人の人物をあげるにとどめた。

(2) フリーダ・ラスキは、序文で、この本が第一次大戦中に書かれたものであることをのべている。そして本書執筆当時のラスキは、多数決原理は、それ自体としては、決して民主

主義国家の到達目標とはいえないこと、政治権力が経済的勢力と分離してバラバラに存在するかぎり、そこには闘争が絶えないことを強調しようとした。また、すべての国家が、その政治支配によって獲得しうる成功の度合は、どこまで国民全体に平等の施政を実現することができるかという実力によって判定されること、現実の国家は、必ずず全体としての社会のためにあるのではなく、個々の国民に善き生活を保証する点に存在意義をもつことなどを生涯主張しつづけたことを書いている。 Frida Lasnik Foreword to the 1968 edition.

H. J. Lasnik, *Studies in the Problem of Sovereignty*.

- New York, Howard Fertig, 1968.
- (3) 『多元的国家論』二六三—二七四ページ。
- (4) (6) 「国家本質に関する二大思潮の対立」『多元的国家論』二四ページ。
- (7) (8) 同、二六ページ。
- (9) 同、二七ページ。
- (10) J. S. Mill, *On Liberty*, Chap IV, Of the Limits to the Authority of Society over the Individual. p.276, Collected Works of John Stuart Mill Vol XVIII. 水田洋訳『自由について』世界思想教養全集6 『イギリスの近代政治思想』所収一九六四年、二六七ページ。
- (11) 「国家本質に関する二大思潮の対立」『多元的国家論』二七ページ。
- (12) 同、二八ページ。
- (13) 同、二八—二九ページ。
- (14) 同、二九ページ。
- (15) 同、三九ページ。
- (16) 同、四五ページ。
- (17) 同、六二ページ。
- (18) 同、六六—七一ページ、及び「英国に於ける新国家論」同、一三六ページ。
- (19) (20) 同、一三八ページ。
- (21) 『国家原論』五八ページ。
- (22) 飯坂良明他『イギリス政治思想史』一九七四年、三八八ページ。
- (23) 武邦保「社会的キリスト教運動」『同志社百年史』通史篇Ⅱ 一九七九年、一〇八六ページ。
- (24) 「今や第二次世界大戦（一九三九—）のさ中であり、人類の歴史は大転換期に逢遭して居ると言はれて居る。我国又「東亜共同体」乃至は「東亜共栄圏」を実現せんとして既に聖戦第五年目に及んでいる。（中略）我日本民族が実現したる東亜の民族「国家」を中心として、東洋全体が一体に纏ることが出来、日本人が今までに到達したる文化水準を出発点として、東洋の新文化を創造することが出来、以て世界社会の実現と人類新時代の文化創造とに貢献することが出来るならば、我等日本国民の世界歴史上に於て演ずる役割は正に無比なるものである」（中島重『国家原論』二四九頁、傍点筆者）。戦後（一九四七年）再刊された『国家原論』には、上記の論文「付篇 日本に於ける民族国家の実現について」は収録されていない。未だ占領体制下にあった敗戦直後の滔々たる民主化の流れに対する配慮がそうさせたのであろうか。なお、同書に寄せられた田畑忍の序文にもそのことは何ら言及されていない。
- (25) 『スペンサー』三ページ。
- (26) 『国家原論』一四二ページ。
- (27) 同、二ページ。